

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

目 次

- ① 監理支援機関の許可の施行日前申請に関するもの
- ② 監理団体の許可を受けている場合に関するもの
- ③ 法人形態に関するもの
- ④ 監理支援機関の業務の実施に関するもの
- ⑤ 役員・職員に関するもの
- ⑥ 財産的基礎に関するもの
- ⑦ 外部監査に関するもの
- ⑧ 監理支援責任者に関するもの
- ⑨ 育成就労計画作成指導者に関するもの
- ⑩ 職業紹介の許可に関するもの
- ⑪ 組合等の団体としての活動に関するもの
- ⑫ 監理支援事業を行う事業所（監理支援事業所）に関するもの
- ⑬ 二国間取決め（協力覚書（MOC））に関するもの
- ⑭ 外国の送出国機関に関するもの
- ⑮ 外国の送出国機関の書類に関するもの
- ⑯ 監理支援機関の許可の申請に関するもの
- ⑰ 手数料等に関するもの

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
① 監理支援機関の許可の施行日前申請に関するもの		
1-1	育成就労運用要領に「追ってお示します」と書かれているものは、いつ公表されましたか。	監理支援機関の許可に係る施行日前申請に必要な箇所（業務運営規程・個人情報適正管理規程の例、職種・作業と分野・業務区分の対応）については、令和8年4月6日に公表されました。
1-2	監理支援機関の許可の施行日前申請は、いつから、どこで受け付けますか。	<p>施行日前申請は、令和8年4月15日から外国人技能実習機構本部審査課分室で受け付けます。申請を行う際は、外国人技能実習機構本部審査課分室宛てに申請書類を書留等（レターパックプラス（赤）など）で郵送（対面による手渡しで届き、受領印又は受領時の署名を行い、かつ「信書」を送ることができる方式）してください。</p> <p>外国人技能実習機構本部審査課分室の住所及び連絡先については、令和8年3月末に外国人技能実習機構（以下「機構」といいます。）ホームページでお知らせする予定です。</p> <p>施行日前申請においては、多くの申請が集中することが予想されます。施行日以降早期に監理支援事業を行うことを希望する場合は、監理支援事業を行う6か月以上前までに申請を行ってください。例えば、施行日（令和9年4月1日）から監理支援事業を行うことを希望する場合は、令和8年9月30日までに申請を行ってください。</p>
1-3	施行日前申請をした場合、許可はいつされますか。	<p>許可証については、令和9年4月以降に郵送することを予定しています（一部、令和8年8月31日までの申請については、令和9年3月に郵送することがあります。）。</p> <p>なお、申請書の記載不備や提出すべき書類の不足等、申請内容に不備があった場合は、機構の調査、主務省庁の内容確認等の手続きの順番が前後することとなるほか、不備を解消するために時間を要するため手続きが遅延し、ご希望の時期までに結果が出ないことがあります。</p>
1-4	施行日より前に結果を知らせてもらうことはできますか。	許可証の発送をもって結果の通知とします。電話等でお問い合わせいただいてもお知らせすることはできませんのでご了承ください。
1-5	施行日前に申請する場合、同時に優良な監理支援機関の認定に係る申請を行うこともできますか？	<p>優良な監理支援機関の認定については、制度施行後の一定期間の業務の実施状況等に基づき評価を行いますので、施行日前申請及び制度施行直後の申請受付は行いません。よって、施行日前の申請と同時に行うことはできません。</p> <p>なお、優良な監理支援機関の基準の詳細や受付の開始時期等については、追ってお知らせする予定です。</p>
1-6	監理支援機関の許可を受ける前に、育成就労に係る求人及び求職の申込みを受け、雇用関係の成立のあっせんをしても構いませんか。	<p>監理団体の許可を受けている法人は、監理支援機関の許可を受ける前に、育成就労に係る求人及び求職の申込みを受け、雇用関係の成立のあっせんを業として行うことができます。</p> <p>監理団体の許可を受けていない法人は、監理支援機関の許可を受けるまで、育成就労に係る求人及び求職の申込みを受け、雇用関係の成立のあっせんを業として行うことはできません。</p>

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
1-7	監理支援事業所を移転することを予定しています。施行日から監理支援事業を行いたいので、移転前に監理支援機関の許可の施行日前申請をしてもいいですか。	監理支援事業を行う事業所については、所在地、構造、設備、面積等について一定の要件を満たしていることが求められます。実際に監理支援事業を行う事業所について審査する必要がありますので、移転を予定している場合には、移転後に監理支援機関の許可の申請を行ってください。
1-8	育成就労法施行と同時（令和9年4月1日）に、監理支援機関の名称の変更を予定しています。新しい名称で、令和9年4月1日に許可証を交付してもらうことはできますか。	監理支援機関の名称の変更については、変更後の名称が記載された登記事項証明書の提出が必要です。 令和8年12月28日（月）（機構必着）までに、機構様式「監理支援機関許可申請書記載事項の変更申出書（施行日前申請用）」及び添付書類を機構本部審査課分室に提出しなかった場合は、育成就労法施行日（令和9年4月1日）以降かつ監理支援機関の許可を受けた後1か月以内に「変更届出／許可証書換申請」を行ってください。
1-9	監理団体の許可を受けていますが、監理支援機関の許可の申請の際に添付することが求められている資料について、過去3年以内に機構に対する申請又は届出等において提出しており、その内容に変更がない書類についても、改めて提出する必要がありますか。	技能実習法に基づく監理団体と、育成就労法に基づく監理支援機関は、別の制度ですので、過去に機構に提出している書類であっても、監理支援機関の許可の申請において、改めて提出してください。
1-10	現在契約している通訳業務の業務委託契約に関する契約書は、「技能実習」「技能実習生」と書かれていますが、契約を締結しなおす必要がありますか。	育成就労外国人の受入れに関して必要な措置がとられることが重要であり、現在締結している業務委託契約書上、技能実習制度と書かれている場合であっても、育成就労制度においても同様の役務が提供されるのであれば、必ずしも契約を締結しなおすことを求めるものではありません。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
② 監理団体の許可を受けている場合に関するもの		
2-1	既に監理団体の許可を受けているのですが、監理支援機関になるためには改めて許可申請を行う必要がありますか。	監理団体が監理支援機関として育成就労制度に関わる業務を行うためには、新たに監理支援機関の許可を受ける必要があります。
2-2	育成就労制度が始まった後に監理団体の許可の有効期間が切れてしまう場合、監理支援機関の許可を受けていたとしても監理団体の許可の有効期間更新申請は必要ですか。	施行日である令和9年4月1日の後に引き続き技能実習生を受け入れている場合には、同日後においても、監理団体の許可が必要ですが、育成就労制度の監理支援機関の許可を受けている場合は、技能実習制度における一般監理事業に係る許可を受けたものとみなされますので、別途監理団体の許可の有効期間を更新する必要はありません。ただし、監理支援機関の許可を受けていない場合は、監理団体の許可の有効期間の更新が必要となりますので、ご注意ください。
③ 法人形態に関するもの		
3-1	中小企業組合として監理支援機関の許可を受けたいのですが、中小企業組合を設立するための方法を教えてくださいませんか。	全国中小企業団体中央会のホームページにおいて、設立運営支援のFAQが掲載されておりますので、ご参照ください。 https://www.chuokai.or.jp/index.php/associationsystem/managementssupport/ 詳細は、お近くの都道府県中小企業団体中央会又は全国中小企業団体中央会振興部(03-3523-4905)にお問い合わせください。
3-2	監理支援機関の法人形態については、省令で原則として、商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人又は公益財団法人であることが必要とされていますが、これ以外の法人でも監理支援機関になれるか。	左記以外の法人形態で監理支援機関になろうとする場合には、 (ア) 監理支援事業を行うことについて特別の理由があること (イ) 重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていること の双方を立証する必要があります。 なお、(ア)については、過去3年以内に、次の①又は②の業務を行った実績があり、申請時点において、当該業務を通年で実施していること(通年性)及び複数事業年度で実施していること(継続性)が必要であるとともに、当該実績を客観的かつ具体的な資料により立証する必要があります。 ① 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人として行う、我が国から外国への技能の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務 ② 技能実習制度における監理団体として行う、我が国から外国への技能の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
3-3	株式会社も監理支援機関になることができますか。	監理支援機関の許可を受けるには、本邦の営利を目的としない法人であることが必要であり、株式会社は監理支援機関になることはできません。
3-4	登録支援機関ですが、監理支援機関の業務を行うためには、監理支援機関の許可が必要ですか。	特定技能制度と育成就労制度は、別の制度です。登録支援機関として登録を受けていても、育成就労制度における監理支援事業を行おうとするときは、監理支援機関の許可を受ける必要があります。
④ 監理支援機関の業務の実施に関するもの		
4-1	(施行日前)申請の時点では育成就労実施者は1者だけでもいいですか。	育成就労実施者の数は、施行日前申請であっても、申請の時点で少なくとも2者以上である必要があります。もっとも、新規許可の申請時においては、監理支援が開始されていないことが想定される場所、許可後速やかかつ確実に監理支援を行う育成就労実施者の数が2者以上となる見込みであることが必要です。
4-2	協同組合の賛助会員や準会員でも、育成就労実施者になれますか。	監理支援機関の法人形態が商工会議所、商工会、中小企業団体、農業協同組合又は漁業協同組合である場合、育成就労実施者となる予定の者は、申請時点で申請者(監理支援機関)の会員又は組合員であることが必要です。
4-3	監理支援機関が取り扱う業務(育成就労産業分野及び業務区分)によって、監理支援機関に対して課される特別な条件がありますか。	介護、自動車整備、物流倉庫、漁業のいずれかの育成就労産業分野を取り扱う監理支援機関には、それぞれ特別に課される条件があります。特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針(分野別運用方針)を参照してください。これらの分野については、今後運用要領(別冊)が作成、公表される予定です。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑤ 役員・職員に関するもの		
5-1	「常勤」の職員とは、どのような者のことですか。	<p>「常勤」の職員は、監理支援機関に継続的に雇用されている職員をいいます。いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務する雇用形態（月給、日給などの給与形態は問いません。）の職員も含まれます。例えば、以下の①又は②のいずれかに該当する場合は常勤の職員として扱って差し支えありません。</p> <p>① 所定労働日数が週5日以上及び年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること ② 雇用保険の被保険者であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること</p>
5-2	役員や職員の人数について、「〇人以上」などの基準はありますか。	<p>監理支援機関の常勤の役員又は職員のうち、監理支援の実務に従事する者の人数が以下のいずれも満たしている必要があります。</p> <p>① 2人以上いること ② 監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を8で割った数を超えていること ③ 監理支援の対象となる監理型育成就労外国人の数を40で割った数を超えていること</p>
5-3	現在、監理団体の許可を受けて技能実習生の実習監理を行っています。必要となる常勤の役職員の人数を算出する際の「監理型育成就労外国人の数」に、受け入れている技能実習生は含まれますか。また、育成就労実施者の常勤職員数に応じて決定される受入れ人数枠における「育成就労外国人の数」に受け入れている技能実習生は含まれますか。	<p>監理支援機関の常勤の役員又は職員の人数について、「監理支援の対象となる監理型育成就労外国人の数を40で割った数を超えていること」と定められていますが、ここでいう「監理型育成就労外国人の数」には実習監理を行っている技能実習生の数は含まれません。</p> <p>一方、育成就労実施者における育成就労外国人の受入れ人数枠の算定においては、施行日（令和9年4月1日）以降も技能実習を行う1号技能実習生と2号技能実習生の数は、育成就労外国人の数として計算します。施行日以降も技能実習を行う3号技能実習生の数は、技能実習法及び技能実習法施行規則による人数枠規制は受けませんが、育成就労外国人の数としては計算せず、育成就労法及び育成就労法施行規則による人数枠規制も受けません。</p> <p>このため、施行日以降に1号技能実習生と2号技能実習生を受け入れている場合、育成就労実施者において実際に受け入れることができる育成就労外国人の数は、受入れ人数枠から受け入れている1号技能実習生と2号技能実習生の人数を差し引いた人数が上限となりますので、ご注意ください。</p>
5-4	「常勤の役職員数」について、育成就労制度運用要領5-16には、「※新規許可申請においては、初回受入時の監理型育成就労実施者及び監理型育成就労外国人の見込数と申請時点の常勤の役職員数を比較して②及び③を満たしている必要があります。」、「申請者の概要書」（参考様式第2-1号）の⑨及び⑩には、「初回受入れ時点」と書かれていますが、「初回受入時」「初回受入れ時点」とは、いつの時点のことですか。 ※②及び③は「よくあるご質問」No.5-2に記載されています。	<p>「初回受入時」「初回受入れ時点」とは、監理支援機関として監理支援を行う対象となる育成就労外国人を初めて受け入れる時のことを指します。</p>

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
5-5	常勤の役員や職員について、実際に監理支援事業を開始するまでに採用することとしていけば、許可申請の時点では人数の基準を満たしていなくてもいいですか。	監理支援の実務に従事する役員又は職員の数は、許可申請の時点で条件を満たしている必要があります。このことは、施行日前申請においても同様です。
5-6	公益財団法人の評議員は、監理支援機関の役員として住民票及び履歴書を提出する必要がありますか。	公益財団法人の評議員は、法人の役員には当たらないとされていることから、住民票及び履歴書の提出は不要です。
⑥ 財産的基礎に関するもの		
6-1	明示的に「〇万円以上の資産」などの基準はありますか。	財産的基礎について、資産が一定金額以上という基準はありません。申請者（監理支援機関）が一定程度の財産的基盤を有するかどうかは、債務超過の状態にないことにより判断されます。
6-2	「預金通帳の写し等の現金・預貯金の額を証する書類」は、何を提出すればいいですか。	預金通帳のうち、団体名・口座番号・銀行名・支店名・預金種別が分かるページ及び直近3か月分の取引内容が分かるページのコピーを提出してください。 団体の適正な運営や不審な取引がないかを確認するため、黒塗りなどのマスキングは施さないでください。
6-3	なぜ、「預金通帳の写し等の現金・預金の額を証する書類」を提出しなければならないのですか。	監理支援機関になろうとする者が一定程度の財産的基礎を有することを確認するとともに、監理支援機関の事業所の賃借料や役員又は職員の給料の支払い等、法人の事業に係る入出金が適正に行われているか確認するためです。
6-4	直近の財務諸表（貸借対照表）において債務超過となっている場合、監理支援機関の許可申請は可能ですか。	直近の事業年度末の時点で債務超過の状態にあった場合は、直近月時点の月次試算表を合わせて提出するなどの対応をし、債務超過の状態が解消されていることが確実に確認できた場合に限り、基準を満たしていると認められます。
6-5	施行日前申請をしましたが、施行日前申請の期間中に決算を迎えました。当該年度の貸借対照表の写し、損益計算書又は収支計算書の写しを追加で提出する必要がありますか。	原則として、貸借対照表の写し、損益計算書又は収支計算書の写しの追加提出は必要ありません。ただし、新たな決算において債務超過となった場合は速やかに機構本部審査課分室にご連絡ください。
⑦ 外部監査に関するもの		
7-1	団体の定款に「外部監査人の選任について」記載する必要がありますか。	定款への記載が必要であるか否かは、各団体の設立に関する関係法令によって異なると考えられますので、各所管庁にお問い合わせください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
7-2	監理支援機関と顧問契約を結んでいる弁護士、社会保険労務士や行政書士（弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人を含む）でも、当該監理支援機関の外部監査人になれますか。	監理支援機関と顧問契約を結んでいる場合であっても、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該監理支援機関の外部監査人になることができます。
7-3	監理支援機関の構成員（監理支援を行う育成就労実施者である場合）と顧問契約を結んでいる弁護士、社会保険労務士や行政書士（弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人を含む）でも、当該監理支援機関の外部監査人になれますか。	当該弁護士等と顧問契約を結んでいる構成員が、監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者である場合は、当該弁護士等は当該監理支援機関の外部監査人にはなれません。
7-4	監理支援機関の構成員（監理支援を行う育成就労実施者でない場合）と顧問契約を結んでいる弁護士、社会保険労務士や行政書士（弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人を含む）でも、当該監理支援機関の外部監査人になれますか。	当該弁護士等と顧問契約を結んでいる構成員が、監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者でない場合は、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該弁護士等は当該監理支援機関の外部監査人になることができます。
7-5	公認会計士、税理士、司法書士（監査法人、税理士法人、司法書士法人を含む）は外部監査人になれますか。	「士」であることのみをもって外部監査人になることはできません。 以下のいずれかに該当し、かつその他の要件に適合し、欠格事由に該当しないことが必要です。 ① 出入国又は労働に関する法令について高度な知識・経験を有する者 ② 外部監査人に係る講習実施機関として告示されている機関であって相当の実績がある者
7-6	複数の監理支援機関（監理団体を含む。）の外部監査人を兼任することは可能ですか。	複数の監理支援機関（監理団体を含む。）の外部監査人を兼任することは、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ可能です。
7-7	従前、監理支援機関の役員であった者は、当該監理支援機関の外部監査人になれますか。	従前、監理支援機関の役員であった者についても、申請時点で役員を退任してから5年を超えている場合で、その他の要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該監理支援機関の外部監査人になることができます。 なお、技能実習制度において監理団体が実習実施者に対して行う定期監査などの監理事業の業務に携わっていない、当該監理団体の非常勤の外部役員（指定外部役員）は、役員を退任してから5年以内であったとしても、その他の要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該監理支援機関の外部監査人になることができます。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
7-8	他の監理支援機関の役職員は、外部監査人になれますか。	既に特定の監理支援機関の役職員になっている者は、他の監理支援機関の外部監査人になることはできません。
7-9	監理支援機関の構成員である行政書士法人や当該行政書士法人に属する行政書士は、外部監査人になれますか。	以下のいずれかに該当する場合は、当該監理支援機関の外部監査人になることはできません。 ①監理支援機関の構成員 ②監理支援機関の構成員の役員又は職員である者 また、監理支援機関の構成員であって、当該監理支援機関が監理支援を行う育成就労において育成しようとする育成就労産業分野に属する技能を要する業務に係る事業を営む構成員である場合は、上記①②に加えて、 ③過去5年以内に監理支援機関の構成員の役員又は職員であった者 も、当該監理支援機関の外部監査人になることはできません。
7-10	現在の技能実習制度が開始された7年前から法人として外部監査人を務めています。弁護士、社会保険労務士、行政書士の資格を持っていない職員でも外部監査人になれますか。	弁護士等の有資格者以外に外部監査人として認められ得る「その他育成就労に関し知見を有する者」とは、 ・出入国又は労働に関する法令について高度な知識・経験を有する者 ・外部監査人に係る養成講習機関として告示されている機関であって相当な実績がある者 となります。 出入国又は労働に関する法令について高度な知識・経験を有する者に該当する場合は、出入国又は労働に関する法令を研究している大学教授である等、高度な知識・経験を有していると客観的に評価できる者である必要がありますので、過去に技能実習制度において外部監査人を務めていたことをもって外部監査人になることはできません。
7-11	現在の技能実習制度が開始された7年前から法人として外部監査人を務めています。弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人のいずれにも該当しません。弁護士、社会保険労務士、行政書士の資格を持っている職員がいれば、法人として外部監査人になることはできますか。	弁護士法人等の有資格法人以外で法人として外部監査人になることが認められるためには、外部監査人に係る養成講習実施機関として告示されている機関であって相当の実績がある者である必要があります。相当の実績とは、直近2事業年度のいずれかの年において、外部監査人に係る講習を20回以上実施している機関であることが求められます。
7-12	監理支援機関の代表者の配偶者や二親等以内の親族は、外部監査人になることができますか。	監理支援機関の代表者の配偶者や二親等以内の親族は、監理支援機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者に該当するため、外部監査人になれません。
7-13	行政書士の資格を持っている監理支援機関の監事は、外部監査人になることができますか。同監事が員外であっても外部監査人にはなれないですか。	監理支援機関の監事は当該監理支援機関の役員ですので、行政書士であるか否かにかかわらず、また、組合員であるか否かにかかわらず、外部監査人になることはできません。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
7-14	入国後講習の法的保護科目の講師を有償で依頼している社会保険労務士を外部監査人に選任することはできますか。	入国後講習の法的保護科目の講師を有償で依頼している社会保険労務士は、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該監理支援機関の外部監査人になることができます。
7-15	監理支援機関の事務所の賃貸人が行政書士の資格を持っているのですが、当該行政書士を外部監査人に選任することはできますか。	監理支援機関の賃貸人たる行政書士については、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該監理支援機関の外部監査人になることができます。
7-16	外部監査人が行うこととされている同行監査は、傘下の全ての育成就労実施者に行かなければならないのですか。	外部監査人は、監理支援機関が行う育成就労実施者への監査に、監理支援機関の各事業所につき1年に1回以上同行して確認することが求められますが、傘下の全ての育成就労実施者に対し同行しなければならないということはありません。
7-17	監理支援責任者等の養成講習は必ず受講しなければならないのですか。また、どのように実施されますか。	<p>外部監査人は、申請時点で過去3年以内に主務大臣が告示で定める外部監査人に対する講習（育成就労制度における養成講習）を修了した者でなくてはなりません。</p> <p>なお、育成就労法施行前に技能実習制度における監理責任者等講習を受講した者も外部監査人に選任することができます。</p> <p>養成講習機関名は、主務省庁のホームページ 出入国在留管理庁： https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/nyuukokukanri07_00144.html 厚生労働省： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html で案内していますので、ご確認の上、養成講習機関に受講の申し込みを行ってください。</p> <p>育成就労制度における養成講習については、改めて、育成就労制度運用要領などにおいてお知らせします。</p>
7-18	外部監査人は機構がインターネット上で自身の氏名を公表することに必ず同意していなければならないのですか。	外部監査人になる方は、外部監査人の氏名（法人の場合は法人名）を機構ホームページにおいて公表することについて同意していることが必要です。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑧ 監理支援責任者に関するもの		
8-1	監理支援責任者は、傘下の組合員又は会員の役員等でもなれますか。	監理支援機関における常勤性を確保すること等の要件を満たすことが可能であればなれますが、過去5年以内に役職員として在籍していた育成就労実施者等に対する監理支援に関与することはできません。申請時点で、当該事業所において監理支援を行う育成就労実施者若しくはその役職員である者又は過去5年以内にこれらの者であった者のいずれかに該当する者を監理支援責任者に選任するときは、他に当該育成就労実施者の監理支援に関与することができる監理支援責任者を選任する必要があります。
8-2	監理支援責任者と育成就労計画作成指導者は、兼任できますか。	両方の業務を適正にできるということであれば、兼任できます。
8-3	監理支援責任者が受講しなければならない「主務大臣が告示で定める監理支援責任者に対する講習」とは何ですか。	<p>ご質問の講習（育成就労制度における養成講習）については、改めて、育成就労制度運用要領などにおいてお知らせします。</p> <p>経過措置として、育成就労法施行前に技能実習制度における監理責任者等講習を受講した者も監理支援責任者に選任することができます。</p> <p>養成講習機関名は、主務省庁のホームページ 出入国在留管理庁： https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/nyuukokukanri07_00144.html 厚生労働省： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html で案内していますので、ご確認の上、養成講習機関に受講の申し込みを行ってください。</p>
⑨ 育成就労計画作成指導者に関するもの		
9-1	どんな人が育成就労計画作成指導者になれますか。	監理支援機関の役職員のうち、取扱職種（育成就労外国人に育成就労を行わせる業務区分）について5年以上の実務経験を有する方、又は申請時を起点として遡った3年の間に技能実習法に基づく技能実習制度において取扱職種についての技能実習計画作成指導経験（単に補助者として技能実習計画作成を手伝ったり、助言したにとどまる場合は除く。）を有している方がなることができます。
9-2	育成就労計画作成指導者は、非常勤でもいいですか。	要件を満たせば、常勤・非常勤を問いません。
9-3	育成就労計画作成指導者は、一人で複数の分野を担当してもよいのですか。また、複数の者が担当してもよいのですか。	要件を満たせば、一人で複数の分野を担当しても構いません。また、複数の者が育成就労計画作成指導者となることも可能です。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
9-4	育成就労実施者の役職員が監理支援機関の役職員でもあった場合、修得させようとする技能に関する一定の経験や知識を有していれば、育成就労計画作成指導者になることはできますか。	当該監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者の役職員は、当該育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導をすることはできません。
9-5	監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者の元役職員は、当該育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導をすることはできますか。	以下のいずれかに該当する場合は、当該育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導をすることはできません。 ①監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者 ②監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者において現在役員又は職員である者 ③過去5年以内に、監理支援機関が支援を行う育成就労実施者の役員又は職員であった者 なお、上記の者の配偶者又は二親等以内の親族、当該監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者と社会生活において密接な関係を有する者であって、監理型育成就労実施者に対する監査その他監理支援の公正が害されるおそれがあると認められるものも、当該育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導をすることはできません。
9-6	監理支援機関の役職員と当該監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者の役職員を兼務している者が、当該監理支援機関が監理支援を行う他の育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導をすることはできますか。	監理支援機関の役員又は職員が監理支援を行う育成就労実施者の役員又は職員（過去5年以内に当該育成就労実施者の役員又は職員であった者を含む。）を兼務している場合など育成就労実施者と密接な関係を有している場合は、当該監理支援機関の役員又は職員は、役員又は職員を兼務している育成就労実施者の育成就労計画の作成指導を行うことはできません。 監理支援機関の役員又は職員が監理支援を行う育成就労実施者と密接な関係を有していない場合は、当該監理支援機関の役員又は職員は、当該育成就労実施者の育成就労計画の作成指導を行うことは可能です（監理支援機関の役員又は職員の業務関与が制限される「密接な関係を有する者」については、育成就労制度運用要領第5章第16節第3をご確認ください。）。
⑩ 職業紹介の許可に関するもの		
10-1	監理支援事業を行うにあたって、職業紹介事業の許可はいらぬのですか。	育成就労法に基づき監理支援機関の許可を受ければ、別途、職業安定法の職業紹介事業の許可を受けなくとも育成就労に係る雇用関係の成立に限ってあっせんを行うことができます。
⑪ 組合等の団体としての活動に関するもの		
11-1	団体の定款に、「育成就労外国人の共同受入れ事業及び育成就労外国人の受入れに係る職業紹介事業」などのように、監理支援事業を行うことを記載する必要がありますか。	定款への記載は必要です。詳細については、各団体の設立に関する各所管庁にお問い合わせください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
11-2	育成就労に関する定款変更がまだ認可されていませんが、監理支援機関の許可の申請をしてもいいですか。	定款変更が認可されてから、監理支援機関の許可の申請をしてください。
11-3	提出資料に、直近2事業年度分の貸借対照表などが示されていますが、団体が設立されてから間がなく、2年分の資料がない場合には、申請できないのですか。	直近の2事業年度にかかる書類が存在しない場合には、例えば1事業年度分など、存在するものを提出してください。 また、法人設立後最初の決算期を終了していない場合には、法人設立時の貸借対照表や入出金の履歴を確認することができるものを提出してください。
⑫ 監理支援事業を行う事業所（監理支援事業所）に関するもの		
12-1	監理支援事業所が満たさなければならない要件は何がありますか。	監理支援事業を行う事業所は、所在地、構造、設備、レイアウト、面積等について一定の要件を満たしている必要があります。 詳細は、育成就労制度運用要領第5章第2節第6(3)をご確認ください。
12-2	監理支援事業所の所在地についてはどのような条件がありますか。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど、監理支援事業の運営に好ましくない場所に設置しないことが必要です。 また、育成就労外国人を保護するための体制として、緊急時においても育成就労外国人の保護等を迅速かつ確実にいえるよう、監理支援事業を行う事業所と育成就労実施場所の距離が、迅速に対応できる位置関係にあることが必要です。(詳細は12-3をご確認ください。)
12-3	監理支援事業所と育成就労実施場所の距離が離れている場合でも認められますか。	育成就労外国人を保護するための体制として、緊急時においても育成就労外国人の保護等を迅速かつ確実にいえるよう、監理支援事業を行う事業所と育成就労実施場所の距離が、迅速に対応できる位置関係にあることが必要です。その目安として、監理支援機関の役職員が監理支援事業を行う事業所から育成就労実施者の事業所や育成就労外国人の居住地まで赴き、保護等の必要な対応を行った上で帰所するといった一連の対応が、通常の業務時間内で可能な位置関係にあることが求められます。ただし、離島(離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法の対象かつ有人の離島(沖縄本島を除く。))に育成就労実施者の事業所が所在する場合など、交通上の事情等により、日帰りでの対応が不可能な場合には、例外的に、夜間・休日でも対応可能な監理支援機関の緊急連絡先を育成就労外国人と共有した上で監理支援機関の役職員が到着するまでの間の一時的な避難先(宿泊施設等)を具体的に指定するなどの措置をとることで許容されます。その場合、緊急時に監理支援機関から宿泊施設に連絡すれば宿泊できることが担保されていることが必要です(これらの対応としては、緊急時に宿泊が可能な宿泊施設等を事前に複数選定し、緊急時に連絡する可能性がある旨を当該宿泊施設に伝達しておくことなどが考えられます。) なお、例外措置を取る場合であっても、監理支援事業を行う事業所については迅速な対応を行える場所、例えば、当該離島が属する都道府県内や隣接する都道府県に事務所を設置していない場合、適切な保護体制を有していないと判断されることがあります。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
12-4	監理支援機関や監理支援事業所の名称を決めるに当たって注意することはありますか。監理支援機関や監理支援事業所の名称は自由に決めてよいですか。	監理支援機関及び監理支援事業を行う事業所の名称(愛称等も含む。)は、利用者に機構その他公的機関と誤認させるものでないことが求められます。 また、他の監理支援機関(既存の監理団体も含む。)と誤認させる名称であることも望ましくないため、完全に同一の名称の監理支援機関等がある場合は、改称を検討する必要があります。
12-5	監理支援事業所の設置について注意しなければならないことは何ですか。	監理支援事業を行う事業所について、①独立性が確保されていること、②育成就労実施者等から便宜供与を受けて設置していないことが必要です。 詳細は、育成就労制度運用要領第5章第2節第6(3)③をご確認ください。
12-6	監理支援の対象となる組合員又は会員(育成就労実施者)が所有する土地・物件を借りて、監理支援事業所を設置することはできますか。	育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者が所有する土地・物件を借りて監理支援事業を行う事業所を設置することは、監理支援事業のための適切な体制が確保されていると言えないため認められません。育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者以外の者が所有する土地・建物であっても、育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者から転借することは、有償無償を問わず、認められません。 育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者は、監理支援事業を行う事業所の賃貸借契約の連帯保証人になることもできません。 「密接な関係を有する者」の考え方は、育成就労制度運用要領第5章第16節第3をご確認ください。
12-7	監理支援の対象となる育成就労実施者である組合員や他法人が入居する敷地や建物に監理支援事業所を設置することは可能ですか。	監理支援事業を行う事業所は、監理支援の対象となる育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者が所有する土地・建物に設置していないことが必要です。 また、事業所に関する賃貸借契約を締結する際には、監理支援の対象となる育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者を当該賃貸借契約における連帯保証人にしていないことが必要です。 さらに、監理支援の対象となる育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者から、事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けることは認められません。 こうした条件を満たした上で、監理支援事業を行う事業所が組合員や他の事業者の事業所等と混在しておらず、独立していることが外形上も分かる形で整備されていれば、事業所として認められます。例えば、組合員や他法人の事業所の一部を、監理支援を行う事業所とすることや、他法人の事務所や作業場所を通過しなければ監理支援事業を行う事業所に入室できないような場合は、事業所として独立しているとは認められません。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
12-8	監理支援の対象となる組合員又は会員(育成就労実施者)の事業所の隣に監理支援事業所を設置しても構いませんか。	監理支援事業を行う事業所は、組合員や他の事業者の事業所等と混在しておらず、独立していることが外形上も分かる形で整備されていることが必要ですが、育成就労実施者等の事業所が隣接している場合には、単に独立しているだけでは足りず、相談に際して育成就労外国人が不利益な取扱いを受けるおそれがないよう、例えば、双方の事業所への入室の動線が重ならないようにすることや予約制による相談応需、近隣の貸部屋の確保等の措置を講ずることなどにより、相談者のプライバシーを保護することが求められます。
12-9	監理支援の対象ではない組合員や他の法人が入居する敷地や建物に監理支援事業所を設置することは可能ですか。	監理支援事業を行う事業所が組合員や他の事業者の事業所等と混在しておらず、独立していることが外形上も分かる形で整備されていれば、事業所として認められます。例えば、組合員や他法人の事業所の一部を、監理支援を行う事業所とすることは、他法人の事業所や作業場所を通過しなければ監理支援事業を行う事業所に入室できないような場合は、事業所として独立しているとは認められません。
12-10	監理支援事業所の広さや構造に条件はありますか。	監理支援事業を行う事業所の面積はおおむね20㎡以上であることが求められます。また、単に20㎡以上確保されているだけでなく、監理支援事業を行うために支障のないレイアウト、すなわち、事務機器の設置、情報管理、来訪者対応等を適切に行えるレイアウトが確保されていることが必要です。例えば、一部が遊休スペースとなっており、実際には監理支援事業を行う事業所として利用されている面積が20㎡未満である場合や、来訪者対応のための適切な場所や動線が確保されていない場合は、要件を満たさないと判断される場合があります。 また、相談応需を行う場所について、個室の確保、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ育成就労実施者等又は育成就労外国人等に対応することが可能である構造を有することが求められます。
12-11	監理支援事業所の床面積がちょうど20㎡ですが、認められますか。	監理支援事業を行う事業所の面積とは、事務(執務)室や面談(対応)スペース等の監理事業のために使用する場所の面積であって、キッチン(給湯室)・トイレ・風呂場等の面積は含みません。 また、監理支援事業を行う事業所とは別に面談スペースを設けていない場合、20㎡の中に12-10にあるような個室かパーティション等で区分された面談スペースが設置されていることが必要です。
12-12	監理支援事業所内に面談スペースを設けられない場合、どうしたらいいですか。	監理支援事業を行う事業所内に面談スペースを設けられない場合、近隣の貸部屋等を確保することが必要です。 貸部屋確保により対応する場合は、当該貸部屋について、登記事項証明書、賃貸借契約書の写し、見取り図、写真等の提出が必要です。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑬ 二国間取決め（協力覚書（MOC））に関するもの		
13-1 UPDATE!	現在、二国間取決めを作成した国はありますか。	二国間取決めを作成した国については、機構ホームページに掲載しています。順次更新しますので、最新の情報については機構ホームページをご参照ください。
13-2	二国間取決めに基づき、認定を受けている送出機関のリストはどこで確認できますか。	<p>二国間取決め作成後、当該取決めに基づいて作成される認定送出機関リストについては、作成され次第、機構ホームページに掲載する予定です。</p> <p>また、二国間取決めの作成協議中の国から暫定送出機関リストが提供された場合は当該暫定送出機関リストを機構ホームページに掲載します。監理支援機関の許可の施行日前申請の時点で二国間取決めが作成されていない国の送出機関からの取次ぎを希望する場合は、当該暫定送出機関リストに掲載されている送出機関の中から契約を締結する送出機関を選択してください。</p>
13-3	二国間取決めを作成していない国から育成就労外国人を受け入れることはできますか。	<p>二国間取決めを作成していない国の送出機関から育成就労外国人を受け入れることはできません。また、受け入れる際に取次ぎを行う送出機関は、二国間取決めに基づき作成される認定送出機関リストに掲載された送出機関である必要があります。</p> <p>なお、監理支援機関の許可の施行日前申請の時点で二国間取決めが作成されていない国の場合は、機構ホームページの暫定送出機関リストに掲載された機関を、取次ぎを受ける送出機関として申請を行うことが可能です。ただし、前述のとおり取次ぎを行う送出機関は認定送出機関リストに掲載された送出機関である必要があることから、暫定送出機関リストに掲載されていたとしても、認定送出機関リストに掲載されていない機関については取次ぎを受ける送出機関としては認められません。この場合、改めて他の送出機関を探すことが必要となりますので、ご注意ください。</p>

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑭ 外国の送出機関に関するもの		
14-1	取次ぎを受ける送出機関(育成就労外国人を受け入れることができる送出機関)を選ぶ際の注意事項はありますか。	<p>監理支援機関が取次ぎを受けることができる送出機関は、二国間取決めが作成された国・地域の認定送出機関リストに掲載されている送出機関です。</p> <p>日本と送出国との間で二国間取決めの作成に向けて協議中である場合は、送出国から、認定送出機関となることを見込まれる機関のリスト(暫定送出機関リスト)が提出されます。暫定送出機関リストに掲載されている送出機関については、監理支援機関の許可の施行日前申請をすることができます。</p> <p>監理支援機関の許可は、二国間取決めを作成した国から正式に認定送出機関リストが提出された後になされることとなります。暫定送出機関リストが提出された国であっても、当該送出国との間で二国間取決めが作成に至らなかった場合や、受入れ契約をしている送出機関が暫定送出機関リストに掲載されていたものの認定送出機関リストに掲載されなかった場合には、当該送出機関が申請書に記載されたままの状態では監理支援機関の許可ができませんので、ご注意ください。</p> <p>送出機関リスト(認定又は暫定)は、提出され次第、機構ホームページに随時掲載しますので、定期的にご確認ください。</p>
14-2	契約している送出機関が送出機関リストに載っていません。どうしたらいいですか。	送出機関リストに掲載されていない送出機関からの受入れはできませんので、他の送出機関を探す必要があります。
14-3	受入れを予定している国・地域の送出機関のリストが機構のホームページに掲載されていません。どうしたらいいですか。どのような資料を提出すればいいですか。	送出機関リストに掲載されていない国・地域からの受入れはできません。送出機関リストが掲載されるまでお待ちいただくか、送出機関リストが掲載されている国・地域からの受入れをご検討ください。
14-4	送出機関をどのように探したらいいですか。紹介してもらえますか。	外国人技能実習機構では、特定の送出機関の紹介は行っていません。なお、送出機関リストを機構ホームページに掲載しますので参考にしてください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
14-5	送出機関を追加することはできますか。契約できる送出機関数に上限はありますか。	送出機関を追加・変更しようとする場合は、速やかに、監理支援機関許可申請書記載事項の変更申出書（機構様式）と添付資料を機構本部審査課分室に提出する必要があります。手続きや必要書類に関しては機構のホームページをご確認ください。 なお、令和8年12月28日（月）までに監理支援機関許可申請書記載事項の変更申出書（機構様式）と添付資料を提出できない場合は、育成就労法の施行日（令和9年4月1日）以降かつ許可後に変更届出書（育成就労法第32条第1項）を提出する必要があります。送出機関の追加の手続きが終わるまで育成就労計画を認定することはできませんので、注意してください。 監理支援機関が契約できる送出機関数に関しては、日本側では制限はありませんが、送出国側で制限がある場合があるため、送出機関を通じて、送出国政府にご確認ください。
⑮ 外国の送出機関の書類に関するもの		
15-1	「外国の送出機関が所在する国又は地域において事業を行うことを証する書類」（規則第43条第1項第10号ロ）とは、どのような書類を提出すればいいですか。	機構ホームページから送出機関リストを印刷し、対象の送出機関の番号部分に○印を付けて提出してください。
15-2	「申請者と外国の送出機関との間に締結された申請者が当該外国の送出機関から監理型育成就労の申込みの取次ぎを受けることに係る契約の写し」（規則第43条第1項第10号ハ）とは、どのようなものですか。	監理支援機関と送出機関の間で締結された、育成就労外国人になろうとする者からの求職の申込みの取次ぎにかかる契約書の写しです。 当該契約書には、送出機関に対して送出管理費を送金する際に使用する監理支援機関と送出機関双方の金融口座に係る情報が記載されていることが必要です。 なお、当該契約書に、監理支援機関が送出機関から監理支援費以外の手数料等や違約金を受け取ることを約する定めがある場合や、当該契約書とは別にそのようなことを約する覚書を交わしている場合は、不許可又は許可取消し等の対象となります。
15-3	送出機関との契約書で注意しなければならないところはどこですか。	送出機関との契約は私人間の契約ですが、育成就労法により禁止されている事項（キックバック、違約金、社会通念を逸脱した供応接待等）について設けている場合には、適切な送出しとは認められないため、ご注意ください。
15-4	送出機関が暫定送出機関リストに掲載される前に、同送出機関と契約を締結しても問題ありませんか。	暫定送出機関リストが掲載される前に送出機関と契約を締結すること自体は問題ありませんが、当該送出機関が暫定送出機関リストに掲載されたことを確認した上で許可の申請をするようにしてください。

よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
15-5	技能実習生になろうとする者からの求職の申込みの取次ぎに係る契約を既に締結している送出国から、育成就労外国人になろうとする者からの求職の申込みの取次ぎを受ける場合、改めて契約を締結する必要がありますか。	現在締結している契約が技能実習の送り出しに係る契約である場合は、育成就労外国人になろうとする者からの求職の申込みの取次ぎに関する契約を改めて締結していただく必要があります。
⑩ 監理支援機関の許可の申請に関するもの		
16-1	委任状とはどのようなものですか。	申請書の提出や許可証等の受領を第三者(例:行政書士、社会保険労務士)に委任する場合に提出するものです。申請者(監理支援機関の許可を申請する団体の役職員)が直接行う場合、提出の必要はありません。
⑪ 手数料等に関するもの		
17-1	調査手数料の額と振込方法を教えてください。	申請手数料及び調査手数料の額、調査手数料の振込方法については、機構ホームページ内の「監理支援機関の許可申請手続案内【施行日前申請用】」に記載しています。 監理団体に関する調査手数料の振込先に振り込まないように、注意してください。
17-2	先日、許可申請の書類を郵送しましたが、調査手数料の金額を誤って納めてしまいました。どうすれば良いでしょうか。	一度納付された手数料は原則返還できません。
17-3	先日、許可申請の書類を郵送しましたが、申請手数料(収入印紙)の額を誤って納めてしまいました。どうすれば良いでしょうか。	○決められた額を超過している場合 超過した額を放棄する場合は、電話連絡いただければ申請書の収入印紙欄の近くに「〇月〇日〇〇氏放棄了承済み」と審査課で追記します。 超過した額の放棄を希望しない場合は、別途正しい額の収入印紙を貼付した申請書を送っていただければ、当初の収入印紙が貼付された申請書を返還します。 ○決められた額より少ない場合 不足している以上の金額の収入印紙を郵送いただければ受理できます。ただし、収入印紙の合計額が決められた額を超過する場合は、超過した額分の収入印紙を放棄を了承いただく必要があります。
17-4	先日、許可申請の書類を郵送しましたが、登録免許税の納付先を誤ってしまいました。どうすれば良いでしょうか。	麴町税務署又は納付できる金融機関で、「麴町税務署」宛てに登録免許税を納付し、領収証書の原本を登録免許税納付申告書に貼付した上で機構本部審査課分室に郵送してください。機構での手続き後、誤って納付した登録免許税納付申告書の原本を返送するので、原本を持って納付した税務署又は登録免許税を振り込んだ金融機関で還付を受けてください。